

特別史跡 常陸国分寺跡保存活用計画（概要版）



推定塔跡の版築（基礎を突き固めた痕跡）

令和3年3月

石岡市教育委員会

1 特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画策定の目的

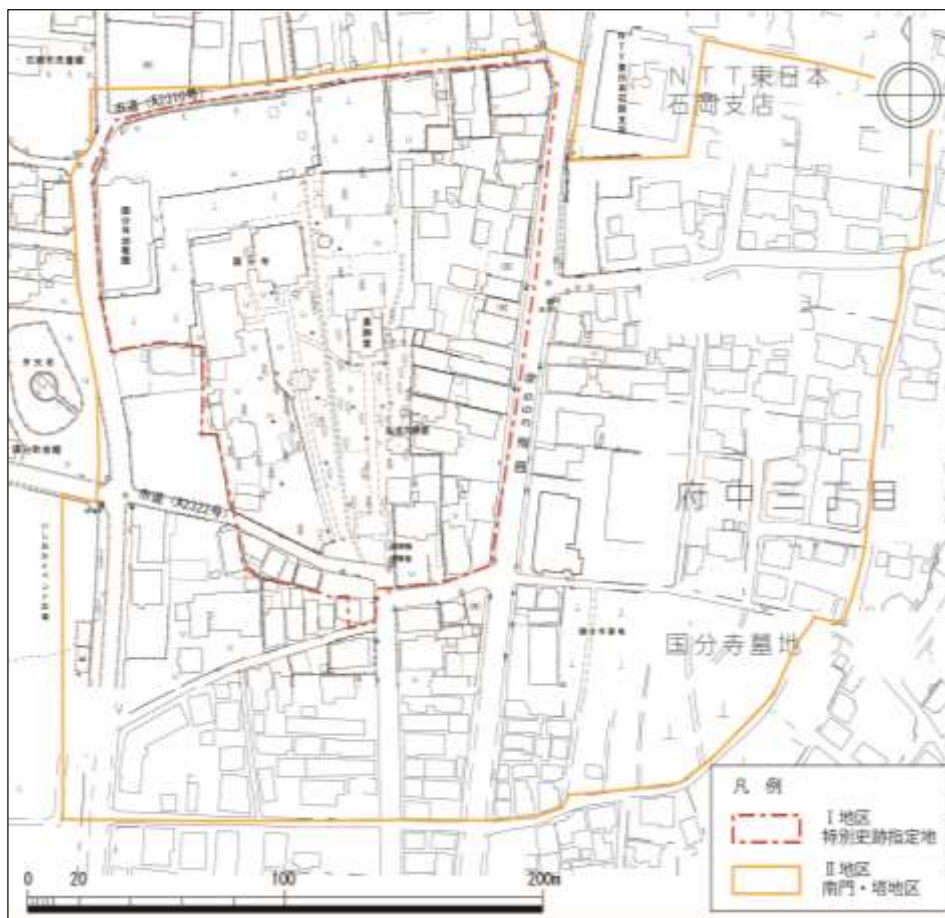
天平時代、聖武天皇の治世、相次ぐ天変地異や有力貴族の反乱などにより荒廃していました。天平13年（741）に聖武天皇は仏教の力を借り、世の中の平穏を取り戻そうとします。それが国分寺です。

特別史跡常陸国分寺跡とその周辺は真言宗智山派である現在の国分寺（以下、「現国分寺」と記す）境内を中心に、宅地が広がっています。指定地は常陸国分寺の伽藍全体を含めたものではなく、今後、指定地やその周辺に開発計画等が持ち上がり、文化財保護の観点から様々な課題が生じる恐れがあります。また、大正11年の指定以降、長きにわたって文化財として保護されてきましたが、所有者が変遷する過程の中で、文化財保護の認識が次第に薄れつつあり、指定範囲を明示した資料がないために、現状変更の申請が徹底されていないなど、手続き上の問題が生じているのが現状です。

国民共有の財産である史跡は、そうした現状変更等や周辺環境の変化によってその価値が損なわれることの無いよう、恒久的かつ確実に保存していかなければならず、そのためには当史跡の価値を広く社会と共有し、特性に基づく活用を図ることも必要であることから、それを実現するために具体的な方法や取組みなどに関する指針の策定が急務となっています。

また、昭和27年に特別史跡指定後の常陸国分寺の調査、他の国分寺の調査事例により研究が進展し、かつての価値づけとは異なる知見が生じています。最新の調査研究成果を踏まえて、価値づけを再確認する必要があります。

そこで、本計画においては、特別史跡常陸国分寺跡の価値を確認し、特別史跡を取り巻く様々な課題を整理することで、適切な保存管理を推進するための方策と現状変更等の具体的な取扱い基準を定めると同時に、史跡を広く活用するための活用・整備に関する基本方針を示すことを目的としています。



この計画の中で特別史跡の範囲内をI区、特別史跡の範囲外であるが伽藍（寺院の重要施設のこと）が広がる可能性がある範囲をII区と設定しました。

3 特別史跡常陸国分寺跡の価値

指定地（I地区）の価値

| | |
|--|---|
| <p>① 常陸国分寺跡の伽藍がよく残り、「金光明四天王護国之寺」として護国を司る国家仏教の拠点が理解できる。</p> <p>特別史跡常陸国分寺跡では、従来の調査によりその主要伽藍が確認されてきた。中門・金堂・講堂が直線的に並び、回廊が中門から東西に延びて金堂にとりつく、典型的な国分寺の伽藍配置である。規模は180m（100間）四方をはかるが、塔の比定地も含めると東西が約300mとなり大規模なものである。これらは奈良時代の国分寺政策が反映されたことが分かる貴重な史跡である。</p> | <p>② 西側回廊には礎石が残存しており、奈良・平安時代の様子を現在に伝えている。また、発掘調査の結果、主要伽藍を構成する施設を確認した。</p> <p>中門から延びる西側回廊には、原位置を保つ礎石が現在も確認できる。これは発掘調査の結果によるもので、鐘楼・中門・金堂・講堂・区画溝といった伽藍を構成する主要施設も確認した。さらに近年の調査により回廊が複廊であり景観上荘厳な建築物であったことが判明している。</p> |
| <p>③ 現国分寺の東側住宅地においても主要伽藍の可能性が高い遺構を確認した。</p> <p>東側住宅街は第二次世界大戦後の米軍撮影の空中写真をはじめとする過去の記録をみても、古くから宅地化が進んでいることが分かる。この東側においても主要伽藍を構成すると思われる遺構（金堂・回廊）が存在していることが判明した。また、東側住宅街においては伽藍を構成する主要施設の遺構である経蔵の存在も想定される。</p> | <p>④ 常陸国分寺の中世以降の様子が確認できる。</p> <p>近年の調査により室町期と思われる中世の軒丸瓦が出土した。これで巴文の軒丸瓦は3点目の検出となり、中世以降も常陸国分寺が存続していたことが確認できた。県指定文化財である「税所文書」にも国分寺が確認される記述が複数あり、途中中断はあるものの中世以降も活動の様子が伺える。最盛期は奈良・平安時代であるが、その遺構が鎌倉時代以降も継続する様子が文献・考古資料の両方から確認できる。</p> |
| <p>⑤ 常陸国分寺の立地場所選定のあり方を示す。</p> <p>平成29年度に測量を行った結果、講堂周辺で標高25.5mの等高線の存在が確認できた。石岡台地上では比較的高い標高である。常陸国分寺が「国華（くにのはな）」に相応しい「好所」に建設されたことが分かる。</p> | <p>⑥ 過去の調査の結果、瓦溜りが確認されており、出土した瓦の文様から常陸国分寺の維持管理の様子が分かる。</p> <p>古代の常陸国分寺の主要伽藍を構成する遺構以外にも、瓦溜りなどの遺構が確認されている。瓦溜りとは不要になった瓦を廃棄した土坑であり、これも古代における常陸国分寺の管理の有り方を示す有力な遺構である。</p> |

II区（特別史跡の範囲には入っていないが、伽藍が広がる可能性がある範囲）の価値

① 常陸国分寺を構成する施設（主として塔・南門）の存在が推定される。

主要伽藍の塔・南門といった遺構が確認されていない。南門に関しては昭和56年の斉藤忠、平成9年の黒澤彰哉による図面に想定位置が記載されている。塔跡に関しては通称「ガラミ堂」と呼ばれる地名が存在し、これが「伽藍の塔」という解釈がなされ、塔跡と想定されてきた。令和元年度に調査を行い、ガラミ堂にて確認された版築を伴う遺構は、塔跡の可能性が高い。

② I区から外側の調査を継続することで常陸国分寺跡主要伽藍の範囲を確認できる。

伽藍の区画溝内から大量の瓦が出土し、内部に築地塀の存在が想定された。この調査により、指定範囲よりも外側まで常陸国分寺跡が広がることが事実となった。北からも区画溝が出土している。特に西側の区画溝は指定地の外側から確認されており、伽藍地がさらに広がることは確実である。

③ 主要伽藍の周囲には付属施設が存在し、それらも含めた寺域が推定される。

近年の全国の国分寺研究からは、主要伽藍周辺には僧坊・菌院や講院、政所院、修理院といった付属施設が存在している。これらの付属施設は常陸国分寺にも存在していたと思われる。

これらの価値を確実に将来に伝えることが特別史跡の保護につながります！

4 計画の大綱

3の内容を踏まえ、計画の大綱を以下のように定めることとしました。

記

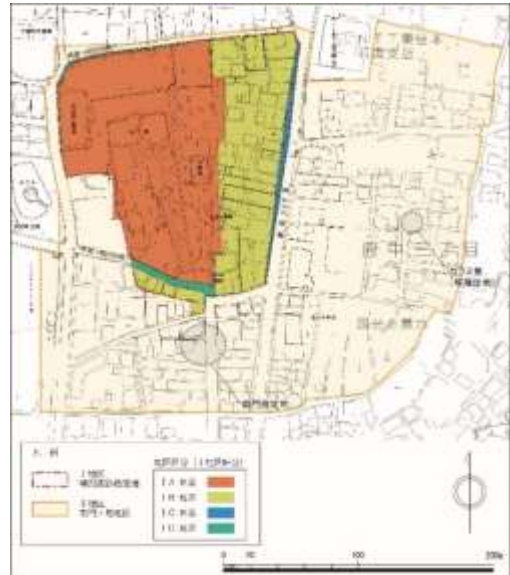
特別史跡常陸国分寺跡は、古代常陸国の中心地であった石岡市を代表する史跡であり、それにふさわしい保存と活用に取り組むにあたり、本計画の大綱を次のとおり定める。

- (1) 古代伽藍の遺構保存と、現国分寺の継承との調整
- (2) 古代常陸国の調査研究の推進と、常陸国分寺跡の追加指定
- (3) 常陸国分寺跡の価値を伝える活用と整備の推進
- (4) 管理運営体制の構築
- (5) 各地の国分寺・国府関連遺跡を有する自治体と連携し、常陸国分寺跡の保存・活用を促進する。

5 保存管理について

1に述べたとおり、本計画は、常陸国分寺跡を確実に保存するとともに、その歴史的価値を踏まえて有効に活用していくための適切な範囲として、指定地とその周囲を対象範囲としています。

その保存管理にあたって、遺構の重要性、遺存状況、土地利用・土地区画の現況、土地の所有・管理関係等を踏まえて、計画対象範囲を下記のように細分します。地区の名称については、「特別史跡指定地」は「I地区」、指定地外だが、塔や南門などの重要遺構が存在し、伽藍が広がる可能性がある範囲を「II地区」と表記します。細分した地区の名称は、数字に続けてアルファベットでIA地区のように表記することとしました。



| | 現状 | 保存管理の方向性 |
|----------------|---|--|
| I A地区 | 国分寺が所有・管理する境内地であり、指定地全体の65%を占める。本堂・庫裡などの建物や幼稚園と墓地が含まれる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○発掘調査により確認された遺構は、一部本調査が行われたが大半は埋め戻して保存されており、今後は地下遺構を確実に保存する。 ○金堂・講堂の礎石はこれまでの公開方法を見直し、現地における適切な情報提供を行う。 ○西回廊に残る礎石は、奈良・平安時代の構成要素として唯一原位置を保ち、地上で確認できる遺構であることから、所有者の協力のもとで現地公開を目指す。 ○I A地区は、現国分寺の宗教活動の存続を前提とする。 ○金堂・講堂部分は、柵で囲んだ中にある礎石を見学できるよう石岡市教育委員会が所有者と協力して草刈等を行っている。今後は、宗教活動と文化財保護の役割分担を踏まえ、より良好な見学環境を保つものとする。 |
| I B地区 | 指定地の東側と南側に存在する。現況は宅地（住宅、店舗や事業所）である。遺構（金堂・回廊）の広がりが見込まれている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○宅地として利用を継続する場合も、地下遺構の保存に影響を与えないような配慮が必要であることについて、土地所有者等に理解と協力を得る。 ○地下遺構の確実な保存のため、土地所有者等の要望に応じて公有化をはかる。 ○経蔵跡、東回廊跡、南門跡等の遺構が存在する可能性があることから、確認調査を推進する。 |
| I C地区 | 国道355号であり、茨城県が管理する | <ul style="list-style-type: none"> ○舗装の改良・補修の際は必ず調査員立会いのもとで行い、遺構への影響の有無を確認する。常陸国分寺に関連する地下遺構が確認された場合は、確実に保存を図る。 |
| I D地区 | 石岡市が管理する市道である。 | 同上 |
| II地区 [南門/塔] | 指定地外ではあるが、伽藍の広がりが想定される範囲であり、南門や塔の存在が推定されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ○現状は周知の埋蔵文化財包蔵地であること、かつ特別史跡として保存すべき範囲が広がる可能性があることについて所有者等に周知していくものとする。 ○塔・南門・区画溝などが想定される箇所の範囲確認調査を行い、伽藍地全体の解明に取り組む。 ○伽藍地と判断された土地は、地権者等の同意のもと追加指定を行う。 |

6 現状変更等の基準

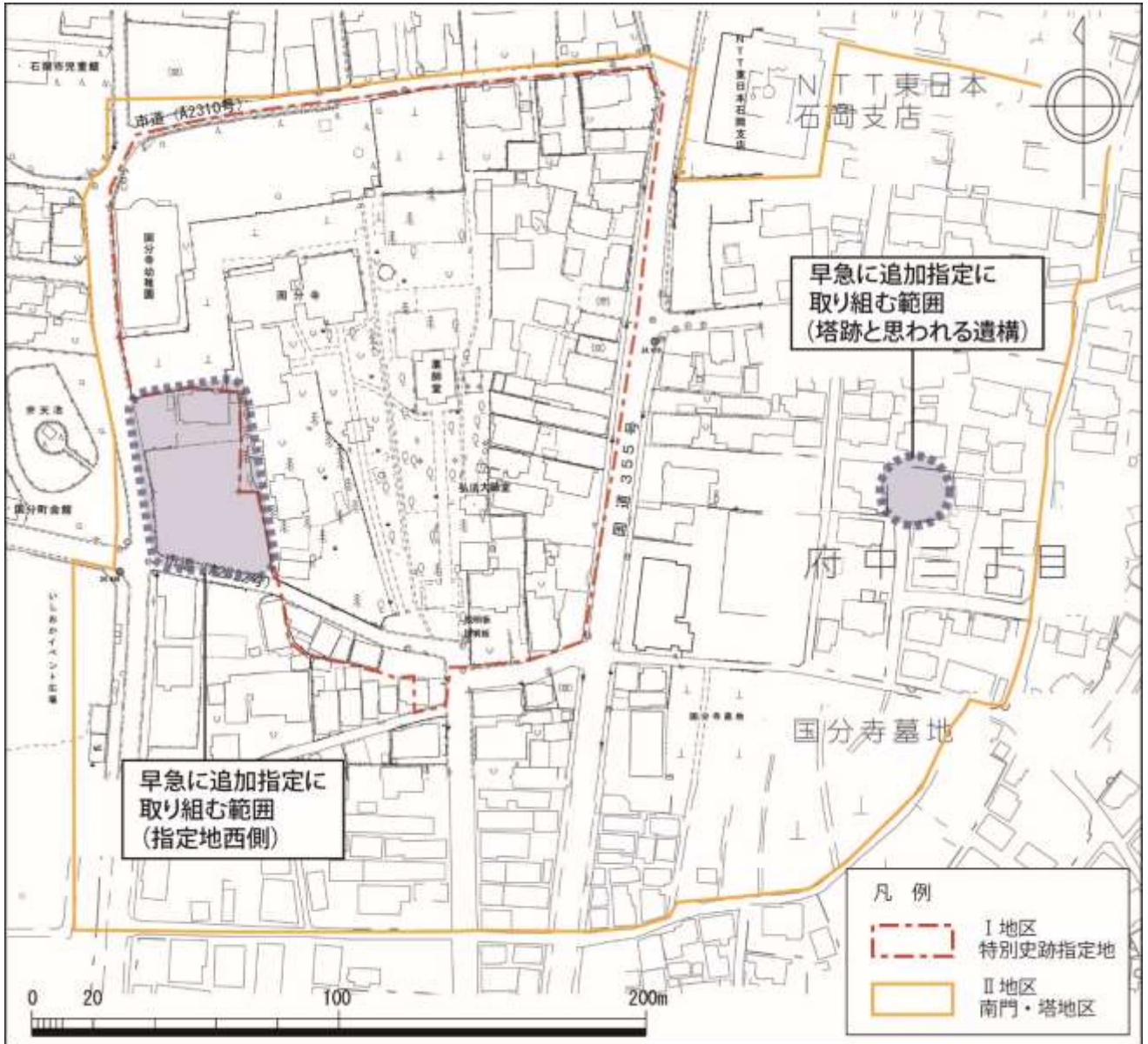
指定された史跡（特別史跡）は、その学術的価値を損なうことなく保存し管理する必要がある、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合（以下、現状変更等）」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となります。現状変更の許可の区分については下記のとおりです。

| 地区区分 現状変更等 | I 地区（指定地） | | | |
|-----------------------------|---|--|------------|------------|
| | I A 地区 | I B 地区 | I C 地区 | I D 地区 |
| ①建築物の 新築・建替・ 増築・除却 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。 ○宗教活動上必要と判断される場合は、事前に発掘調査を行い遺構に影響を与えない方法で行う。 ○除却は、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。 ○建替及び増築は、地下遺構の保存を図った上で行き、かつ既存建築物の構造・規模・形態等を著しく変更しない場合に限り認める。 ○除却は、地下遺構への影響を最小限にするよう配慮したものについては認める。 | 認めない。 | 認めない。 |
| ②工作物の 新設・改修・ 除却 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は原則として認めない。 ○工作物の新設が、宗教活動上必要と判断される場合は、事前に発掘調査を行い遺構に影響を与えない方法で行う。 ○既設の工作物の改修・除却のうち、地下遺構に影響を及ぼさない場合は認める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は原則として認めない。やむを得ず新設する際は、事前に発掘調査を行い、遺構に影響を与えない方法で行う。 ○既設の工作物の改修・除却に際しては、住生活を維持保全するために必要不可欠で、かつ規模・構造等が遺構保存と景観に配慮したものについては認める。 | I B 地区と同じ。 | I B 地区と同じ。 |
| ③地形改変 （土地の造成等） | <ul style="list-style-type: none"> ○原則として認めない。 ただし、史跡の保存活用を目的として、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮して行われる土地の掘削や盛り土等の地形改変は認める。 | | | |
| ④道路・水路の 新設・拡幅 | <ul style="list-style-type: none"> ○新設・拡幅は認めない。 ○補修・除去は、遺構に影響のないよう図った上で、史跡としての景観の保全に大きな影響を及ぼさない場合は認める。 | | | |
| ⑤地下埋設物の 設置・改修・ 除去 | <ul style="list-style-type: none"> ○原則として新設は認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物の改修及び除去、史跡の保存活用を目的とする新設は地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮したものに限り認める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○原則として新設は認めない。 ○改修は、住生活を維持保全するための必要性を勘案し、かつ地下遺構を避け、工事立合のもとで行うことを条件として認める。 ○除去は史跡への影響を最小限とした上で認める。 | I A 地区と同じ。 | I A 地区と同じ。 |
| ⑥木竹（果樹を含む）の 植栽・伐採・ 抜根 | <ul style="list-style-type: none"> ○新規植栽は、史跡の活用や良好な景観形成を目的としたもの以外は原則として認めない。また、植物の根が遺構に影響を及ぼす可能性がある植栽は許可しない。 ○伐採・抜根は、遺構保存と史跡としての景観に配慮したと判断される場合に限り許可する。 | | | |
| ⑦史跡の発掘調査及び 保存整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○地下遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲と判断される場合は認める。 ○史跡の整備は、学術的調査の成果に基づくものとし、地下遺構の保存を図った上で行う場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合について認める。 | | | |

7 追加指定

Ⅱ地区は、指定地と同等の歴史的価値を有する地区であることから、積極的に追加指定に取り組む範囲とします。土地所有者等に対しては、本計画に定めた事項を周知するとともに、追加指定に対する同意を得られるよう努めることとします。特に、西区画溝の内側に該当する指定地西側と、塔跡と思われる遺構が確認された箇所（通称ガラム堂）は、早急に規模を確認して追加指定に取り組むものとし（下図参照）。

さらに、伽藍地に該当するⅡ地区を越えて広がる国分遺跡には、常陸国分寺の寺域に相当する範囲として、僧坊・講師院・菌院といった国分寺運営上の施設の存在が想定されることから、今後の調査でこうした諸施設が確認された場合はⅡ地区と同様の扱いとし、追加指定を検討していきます。



8 公有地化

(1) I 地区（指定地）における公有地化の方針

I 地区のうち I A 地区・I B 地区は境内地、民有地であり、当面は現状の土地利用を前提とした管理を継続します。ただし、史跡の保存管理及び活用整備の観点から、石岡市が積極的に公有地化を図る方針とする。

(2) II 地区における公有地化の方針

II 地区は、古代の伽藍空間の広がりが見込まれる範囲であり、伽藍空間の全体像の把握に努めるものとします。今後調査を行い、塔跡や南門、区画溝などにより主要伽藍の広がりを確認し、重要遺構が確認された土地について、追加指定の上で公有地化を目指します。

重要遺構の存在する可能性が高く、地下遺構の保存や将来的な史跡の整備活用を考慮して緊急の対応が不可欠と判断される場合には、優先的に追加指定について協議のうえ積極的に公有地化を図っていきます。

9 活用の方向性

常陸国分寺跡の活用は、国家規模の古代寺院としての常陸国分寺の特徴や広がりや伝え、その歴史的意義や人々の活動の様子などについて、わかりやすく学び感じ取ってもらえるような取組を目指します。そして、将来明らかになることが期待される塔跡なども含めた伽藍全体の様相に加えて、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡・瓦塚窯跡など周辺の史跡との関係、さらには古代常陸国府の地域社会の諸相、中央行政機構との関係についても、漆紙文書・墨書土器などの文献資料や関連遺跡の調査研究成果を反映した展示、体験学習など多様な手法を用いて伝え、地域への愛着、歴史に対する興味を醸成していくこととします。

このため、常陸国分寺跡の活用は、①特別史跡の指定地そのものの活用、②調査研究成果に基づく常陸国分寺跡の情報の活用、③石岡市域における史跡を核とした歴史文化遺産の活用、さらには④市民との協働による観光資源としての活用、という観点から、次に掲げる方針のもとで多様な手法を導入して実施します。

- (1) 生涯学習や学校教育との連携を重視した**学習の場**としての活用
- (2) 地域住民や市民・県民、また各地からの訪問者の**交流・憩いの場**としての活用
- (3) 継続的な**調査研究成果の情報発信**
- (4) 周辺の**歴史文化遺産や展示施設との連携**
- (5) **国分寺・国分尼寺の所在する自治体等との連携**による情報交換や交流事業の推進
- (6) 常陸国分寺跡の歴史的価値を活かした**市民との協働による観光資源**としての活用

10 整備の方向性

古代の常陸国分寺の存在を伝える主要遺構、それらが一体となって成立していた伽藍の広がり、埋蔵されている遺物の保存を第一義としたうえで、常陸国分寺の価値や特徴を学び、往時の姿を感じられる整備を行うものとします。

また、常陸国分尼寺跡・常陸国府跡などの関連遺跡の中核として常陸国分寺跡を位置づけるなど、石岡地域における歴史文化遺産のネットワークを見据えた整備に取り組みます。

ただし、指定地は寺院境内があり住宅も存在することから、全面的な整備は相当な期間を要することが見込まれることから、整備事業は段階的に進める。

I B地区に住宅地が存続する間は、部分的に取得した公有地において、遺構保護を第一としつつ活用にも有効な暫定的な整備を行い、将来的には、伽藍空間の立体的な表現などを伴う史跡公園としての整備を目指します。

- (1) 境内の整備
- (2) 公有化した指定地の暫定的整備
 - 〈例〉【遺構保護】保護盛土・整地
 - 【暫定公開】簡易舗装、簡易柵、低木の植栽（ポット等）、説明板
- (3) 公有化した指定地の本格的な整備
 - 〈例〉【環境基盤の整備】遺構保護盛土、遺構に影響する高木伐採、地被植栽による表層土保護、遺構保護を前提とした新規植栽
 - 【遺構表現】区画溝（築地塀も想定される）・金堂・講堂・中門・回廊等（他、重要遺構が確認された場合それらを含む）
 - 【案内・解説】全体案内板、総合解説板、遺構解説板
 - 【便益施設】 四阿（あずまや）・ベンチ等
- (4) 活用拠点施設の設置
- (5) 周辺の歴史文化遺産と連携した整備
 - 〈例〉 ○周遊ルート設定と案内標識設置、案内地図作製・配布
 - 各歴史文化遺産への解説板設置（既存施設の改修を含む）

11 経過観察

この計画は定期的に事業内容を点検・見直すことにより改善をはかり、目的の達成まで継続することとします。

事業として掲げた項目（調査研究・保存管理・追加指定・公有地化・活用・整備等）について①進捗状況、②実施に当たっての課題、③（必要があれば）改善すべき点、④その他の4項目に関して記述を行い、点検結果の報告を行うこととします。

特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画（概要版）

令和3年〇月〇日 印刷

令和3年〇月〇日 発行

編集・発行 石岡市教育委員会 文化振興課

〒315-0195 茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1

電話 0299-43-1111（代）

印 刷 ○○○○